

新潟市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月5日

新潟市長 中原 八一

新潟市規則第68号

新潟市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年新潟市規則第54号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（徴収金等支払申出書）

第8条 保護法第78条の2第1項又は第2項の規定により支援給付費から保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出は、別記様式第23号により行うものとする。

2 保護法第78条の2第1項又は第2項の規定により支援給付費から保護法第78条第1項に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出は、別記様式第24号により行うものとする。

別記様式に次の2様式を加える。

別記様式第23号（第8条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条の2の規定に基づく徴収金の場合）

私は、 年 月分からの保護金品等支援給付金品（支援給付費（金銭給付されるものに限る。）をいう。以下同じ。）より、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定に基づき、毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知による法第77条の2の規定に基づく徴収金の支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

年 月 日

(宛先) 新潟市長

住 所
氏 名 印

別記様式第 2 4 号（第 8 条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 7 8 条の 2 の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 7 8 条第 1 項の規定に基づく徴収金の場合）

私は、不実の申告など不正な手段により支援給付の支給を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 7 8 条の 2 に基づき、交付される支援給付金品等（支援給付費（金銭給付されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の額から、法第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 7 8 条第 1 項に基づく徴収金のうち市長と協議し定める額について、当該支援給付金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで支援給付金品から支払いに充てるものとします。

記

- 支援給付制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、法第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と市長に判断される場合があること。
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により支援給付金品から支払いに充てること。

(宛先) 新潟市長

年 月 日

住所
氏名 印

年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの支援給付金品より
毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知
による法第 1 4 条第 4 項においてその例とよるものとされた生活保護
法第 7 8 条第 1 項に基づく徴収金の支払いに充てるものとします。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。